常陸太田市
中小企業等販路拡大事業費補助金

市内に事業所を有する中小企業者が販路拡大のため見本市等へ出展するために必要な経費を一部補助します。

補助上限額

国内において開催される見本市等

２０万円

国外において開催される見本市等

５０万円

◆予算の範囲内における補助とします。



補助率　補助対象経費の総額の2分の1以内(1,000円未満切り捨て)

対象期間　交付決定のあった年度の3月31日まで

手続きの流れ

①交付申請
【申請者】
裏面に掲載の申請書等を提出します

②交付決定
【市】
交付決定通知書を送付します

③実績報告書の提出
【申請者】
実績報告書(様式第7号)、事業費補助金成果書(様式第8号)、収支決算書(様式第9号)、補助対象経費の支払等を証明する書類の写し及び添付書類を添えて提出します
補助対象事業が完了した年度の3月31日まで

④補助金確定
【市】
補助金確定通知書を送付します

⑤交付請求
【申請者】
交付請求書(様式第11号)を提出します

⑥補助金交付
【市】
指定の口座へお振り込みします

対 象 者

次の要件の全てを満たしている中小企業者
・1年以上市内に事業所を有し、日本標準産業分類による製造業又は情報関連産業に分類される事業を営んでいること
・市税等を滞納していないこと

対象事業

取引先や事業提携先の開拓及び受注の機会の確保を目的に製品や製造技術等を見本市等へ出展する事業
◆小売を目的としたものや個別の営業活動と見なされる事業は対象となりません。
◆年度内に複数の見本市等に出展する場合は、そのうち1件が対象になります。

対象経費

出展料(小間料含む。)、会場設営費(専門家によるレイアウト指導料含む。)、運搬費、資料作成費等(海外での展示会等においては、翻訳代、通訳代及び販路拡大に係る代理店との契約代を含む。)、旅費
◆国や県、その他の団体等から補助金や助成金等を受ける場合、その補助金等相当額は対象となりません。
◆補助金の交付決定前に支払われた経費は、対象経費となりません。

申請に必要な書類

・交付申請書(様式第1号)
・中小企業等販路拡大事業実施計画書(様式第2号)
・中小企業等販路拡大事業収支予算書(様式第3号)
・登記事項証明書
・市税等に滞納がないことの証明書
・開催要項その他見本市等の概要が分かる資料
・その他市長が必要と認める書類

そ の 他

◆虚偽その他不正な行為、補助金の目的外使用や事業の変更・中止があった場合は、補助金の交付決定の取り消しや返還となる場合があります。
◆必要に応じて関係書類等の提出をお願いする場合があります (関係書類は事業完了後5年間保存をお願いします)。
◆補助金の効果等検証のため、実績等の追跡調査へのご協力をお願いする場合があります。

提出先・お問い合わせ先
常陸太田市商工観光部商工振興・企業誘致課
〒313-8611　常陸太田市金井町3690
TEL：0294-72-3111(内線621・622)　FAX：0294-72-0288
E-mail：yuchi@city.hitachiota.lg.jp
HP：https://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/page/page003744.html

販路拡大